

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年1月分）

| | 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---|-----------|--|-----------------------|--------|--------------------------|---------------------------|---------------------------------|---|-------|-------|
| 1 | 20240105 | 泉車輸送株式会社 (法人番号 6460001000121) 代表 者泉清隆 | 北海道釧路市鳥取南6丁 目2番22号 | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋港区潮見 町37-82 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業 法施行規則第6条第1 項第1号 | 令和5年8月22日及び令和5年9月7日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 2 | 20240105 | 株式会社ジャパンカー ゴ(法人番号 9030001070865) 代表 者島崎隆一 | 埼玉県東松山市御茶山町 13-12 | 岐阜営業所 | 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 字平芝2143-1 | 輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号 | 令和5年4月17日及び令和5年5月11日並びに令和5年6月23日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 3 | 3 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年1月分）

| | 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---|-----------|-------------------------------------|-------------------|---------|----------------------|-----------------------|------------------------------|---|-------|-------|
| 3 | 20240109 | 株式会社ズスケイ(法人番号5080401002533) 代表者鈴木啓之 | 静岡県浜松市中央区中田町446 | 袋井営業所 | 静岡県袋井市土橋字藪先122番地の5 | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号 | 令和5年9月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 3 | 3 |
| 4 | 20240109 | 株式会社杉本重機(法人番号2080101019153) 代表者杉本清社 | 静岡県御殿場市杉名沢878番地の1 | 本社営業所 | 静岡県御殿場市川島田181番地の1 | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 令和5年8月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項) | 3 | 3 |
| 5 | 20240109 | 株式会社ムロオ(法人番号6240001026634) 代表者山下俊一郎 | 広島県呉市中央1丁目6-9 | 静岡小山営業所 | 静岡県駿東郡小山町湯船字下原959-16 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 令和5年7月31日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | 8 | 8 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年1月分）

| | 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---|-----------|-------------------------------------|------------------|--------|---------------------|------------------------|-----------------------|--|-------|-------|
| 6 | 20240111 | 東海実業株式会社(法人番号4200001022746) 代表者宮島軍一 | 岐阜県土岐市泉町定林寺962-6 | 本社営業所 | 岐阜県土岐市泉町定林寺字園戸962-6 | 輸送施設の使用停止(188日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 令和5年5月17日及び令和5年6月20日、行政処分により事業の改善を命じるも、改善が確認されなかった事業者に対し、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)日常点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)運行管理規程の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項)、(14)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(15)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 19 | 19 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年1月分）

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---------------|--|------------------------|--------|------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--|-------|-------|
| 7 20240115 | 有限会社サポートシステムコーポレーション (法人番号 2180002078858) 代表 者鈴木由里子 | 愛知県一宮市東島町2- 25-1 | 本社営業所 | 愛知県一宮市東島町2- 25-1 | 輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号 | 令和5年9月12日、監査方針に基づいて、監査 を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画 の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行 規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等基準告 示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項 及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載 事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 の5第1項)、(7)特定の運転者に対する運転適 性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第2項)、(8)自動車に関する表示義 務違反(道路運送法施行規則第65条) | 6 | 6 |
| 8 20240115 | なごの浦運送株式会社 (法人番号 3190001005258) 代表 者中川五彰 | 三重県鈴鹿市長太栄町3 丁目17-32 | 本社営業所 | 三重県鈴鹿市長太栄町3 丁目17-32 | 輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告 | 貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号 | 令和5年9月6日、関係機関からの情報を端緒と して、監査を実施。10件の違反が認められた。 (1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送 事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時 間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条第4項)、(3)不正改造車 両運行違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第3条の3)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5) 点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記 録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第 2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断 未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10条第2項)、(10)事業実績報告書未提出(貨物 自動車運送事業法第60条第1項) | 12 | 12 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年1月分）

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-------------|--------------------------------------|---------------------|--------|-------------------|-----------------------|-------------------------|--|-------|-------|
| 9 20240117 | 株式会社スカイ(法人番号9080401016595) 代表者金澤和孝 | 静岡県磐田市上野部2740番地5 | 本社営業所 | 静岡県磐田市上野部2740番地5 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条 | 令和5年12月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(2)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条) | 0 | 0 |
| 10 20240123 | 株式会社栄友ライン(法人番号7190001014032) 代表者平野雅也 | 三重県桑名市野田2丁目7番地18 | 平長商店 | 三重県桑名市野田2丁目7番地18 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号 | 令和5年8月29日及び令和5年12月4日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号) | 0 | 0 |
| 11 20240129 | 衣笠運送株式会社(法人番号6120001007282) 代表者衣笠幸宏 | 大阪府大阪市城東区野江2丁目7番10号 | 愛知営業所 | 愛知県一宮市明地南栄之木13番地1 | 輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 令和5年10月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3) | 4 | 4 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。